

「FPのためのNISA その3: 人気の毎月分配型投資信託の選び方は NISA でどう変わるか？」

こんにちは、株式会社 ZUU の富田和成です。
これまでに NISA の概要から活用法について解説してきました。
3 回目の今回は、銀行や証券会社で積極的に販売されており、金額ベースで投資信託全体の 7 割を占める毎月分配型の投資信託について、NISA をどのように活用したらよいかをお届けします。



○投資信託の分配金課税の基本って？

まず、投資信託の分配金に関する税金の基本をおさらいしてみましょう。株式投資信託の分配金には、所得税と地方税がかかります。

そして、株式投資信託から得られる収益への税率は、原則として 20% (所得税 15%、地方税 5%) ですが、2013 年 12 月 31 日までは軽減税率 10% (所得税 7%、地方税 3%) が適用されています(正確には、復興特別所得税も課税されますので、10.147%です)。

2014 年よりこの軽減税率が廃止され、その税率が 20%(正確には、復興特別所得税も課税されますので、20.315%)となるため、NISA の非課税枠を使った運用に注目が集まっています。課税される場合と、非課税では、大きな差になるため、分配金を非課税で受け取ることができるのは大きなメリットといえるでしょう。

○毎月分配型投資信託への非課税制度適用の注意点とは？

ただ、NISA を使った毎月分配型の投資信託での運用を考える上で、注意点があります。

投資信託の分配金には 2 種類あり、投資信託の収益を分配する「普通分配金」と、収益が不足に投資信託の原資を分配する「特別分配金」に分けられます。

なお、投資信託の決算日の基準価額が投資家それぞれの個別元本(投資家それぞれに算出される平均取得価額)を上回るか下回るかによって「普通分配金」と「特別分配金」に分けられます。

収益を分配する普通分配金は課税の対象なのですが、特別分配金は利益が出たわけでは無いため、課税の対象ではありません。つまり、いくら NISA の非課税制度があるといっても、保有する投資信託の分配金が特別分配金だった場合、NISA でなくても非課税であるため、わざわざ NISA の枠を利用する意味がないということです。

NISA の非課税枠は、年間 100 万円の新規購入分までと制限をされていますので、このような形で浪費をしてしまってもったいないですよ。この点に注意が必要です。

○どのように投資信託を選んだらよいか？

さて、では「どのように毎月分配型の投資信託を選べばよいか？」ですが、分配金が「普通分配金」となるか「特別分配金」となるかは、その投資信託の運用状況によるため、残念ながら 100%の回答をすることはできません。

しかし、過去の傾向としてその投資信託の分配金が普通分配金と特別分配金、どちらが大きかったのかを確認する事は可能です。

これらは、誰でも確認することができ、運用報告書や各運用会社のホームページなどで確認可能です。特に運用報告書は、一見するととっつき辛く大変に見えるかもしれませんが、当然ながら分配金の状況の他にも様々なことを知ることができるので、お読みされることをお勧めします。まずは報告書内の「損益の状況」を見れば、その決算期にどれだけ収益があり、どれだけ分配金を支払ったのかなどについて具体的な数値を掴むことが可能になります。

NISA での運用が実際に可能になる来年に備えて、今の内から運用報告書を読み込み始めても良いかもしれません。

以上、これまで 3 回にわたって NISA についての解説をしてきました。何かお役に立てれば幸いに存じます。引き続き宜しくお願い致します。

<著者プロフィール>

富田和成

株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

http://zuu.co.jp/company/ceo_message

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在とビジネススクールへの留学やタイへの駐在を経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。

2013年3月に野村証券を退職し、2013年4月株式会社ZUUを設立、現在に至る。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488